

土海第 882 号
平成 28 年 3 月 22 日

国地方係争処理委員会 御中

審査申出人

沖縄県知事 翁長 雄志



審査申出の取下げについて

当職は、平成28年3月14日付けで、相手方国土交通大臣が行った下記の関与に不服があることから、地方自治法第250条の13第1項の定めるところにより、貴委員会に審査を申し出たところであるが、相手方国土交通大臣が、平成28年3月16日付け国水政第101号をもって当該関与を自ら取り消したため、地方自治法第250条の17第1項により当該申出を取り下げる。

記

国土交通大臣が沖縄県に対して平成28年3月7日付け国水政第98号「公有水面埋立法に基づく埋立承認の取消処分の取消しについて(指示)」をもって同月8日(「是正の指示」の審査申出人への到達日)に行った地方自治法第245条の7第1項に基づく是正の指示